

法人なかま

2024.June

6

No.580

- 01 研修カレンダー
税の暦
- 03 第12回 通常社員総会
特別講演会
- 05 法人会からのお知らせ
メールアドレスご登録のお願い
- 06 法人会からのお知らせ
マイページ（会員情報）
利用開始のご案内
- 07 第12回通常社員総会の
事前周知
- 12 税法実務研修会
- 13 源泉部会 公開研修会
- 15 神田わが街
東英グループ
代表取締役社長 大家 正光 氏
- 17 コラム
経営者のための法律相談
- 18 コラム
帝国データバンクがお送りする
シリーズ「日本の動向」
- 19 食いしん坊手帖
鉄火丼 おやじ
- 21 税務署からのお知らせ
定額減税は、
令和6年6月1日以後に支払う
給与等から！
- 22 コラム
ジャーナリスト 海部 隆太郎
- 23 コラム
税理士 山宅 孝道
- 24 コラム
株式会社ジェイック 取締役 古庄 拓
- 25 税法実務研修会
開催予定表



6月18日（火）通常社員総会開催 紙面中のご案内をご確認の上ご返信を！



公益社団法人 神田法人会

神田法人会

検索

<https://kanda-hojinkai.com/>

研修カレンダー

研修カレンダー		6月																														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
● 神田法人会 第12回 通常社員総会 (集合型形式) 特別講演会 (集合 & オンライン形式)																																
	 																															
● 税法実務研修会 (集合 & オンライン形式) テーマ 法人の損金① (売上原価・役員給与等)	 																															
																																</

第12回 通常社員総会 特別講演会

日時 令和6年6月18日（火）
午後3時30分～7時30分

会場 学士会館 東京都千代田区神田錦町3-28
※総会議案詳細は6月3日以降
当会HP (<https://kanda-hojinkai.com/>) に掲載致します。
尚書面をご要望の際は事務局 (☎03-3294-2531) まで
ご連絡ください。



第1部 通常社員総会（会場限定） 午後3時30分～

総会 議案 令和5年度決算報告承認の件—監査報告—
報告 令和5年度事業
令和6年度事業計画・令和6年度収支予算

第2部 特別講演会（集合&オンライン形式） 午後4時30分～

テーマ：「JAXA宇宙科学研究所の惑星探査／宇宙天文からの成果」
※神田界隈に縁のある話も織り交ぜて

講師：^{くになかひとし}國中 均氏 JAXA理事

講師プロフィール

1983年 京都大学工学部航空工学科卒業
1988年 東京大学大学院工学系研究科航空工学専攻博士課程修了、旧文部省宇宙科学研究所着任
2005年 宇宙科学研究所教授
2012年 はやぶさ2プロジェクトマネージャ
2015年 宇宙探査イノベーションハブ長
2017年 宇宙科学研究所副所長兼務
2018年より JAXA理事、宇宙科学研究所長
2018年 東レ科学技術賞受賞
2021年 紫綬褒章受章



第3部 懇親会 午後6時10分～

懇親会費 4,000円 ※事前のお振込でお願い致します。

振込先 三菱UFJ銀行神保町支店 □座名No. 普通預金 1933858

□座名 公益社団法人神田法人会 6月10日までに振込ください。振込手数料はご負担ください。

※開催当日に現金でのお取り扱いはありませんのでご注意ください。

ご出席の返信方法（下記いずれかの方法でお申し込みください）

1
神田法人会HPから申し込む
<https://kanda-hojinkai.com/>
※上記アドレスよりアクセスし、画面上の指示に従って入力をお願い致します。

2
下記「出欠票」から申し込む
※下記出欠票に記入（ご欠席の際は委任状へ押印）の上
FAXでご返信をお願い致します。

ご欠席の返信方法

ご欠席される場合

第1部の総会をご欠席される場合には
下記委任状へご記入・押印の上FAXでご返信、
もしくはスキャナ保存したものを
メール添付にて送付お願い致します。
※第2部特別講演会から聴講する場合も同様となります。

※総会は会場のみで開催致します。オンライン視聴が出来るのは2部の特別講演会のみとなります。
⇒オンライン視聴をご希望の際は神田法人会HPよりオンライン登録をお願い致します。登録完了次第ZOOMより入室案内が自動返信で送付されます。

委任状提出ご協力をお願い

下記委任状および出欠票にご記入・押印の上、ご返信をお願い致します。

FAX.03-3294-2500

MAIL : info@kanda-hojinkai.com

委任状

公益社団法人神田法人会 会長 藤井 隆太 殿 令和6年 ____月 ____日

私は公益社団法人神田法人会第12回通常社員総会に欠席の際は

議決権を _____ 殿に委託します。

（受任者の指定の無い場合は、総務担当 副会長とさせていただきます。）

法人名： _____

代表者： _____ 様 ⑩ （通常印可）

〔FAX返信用〕

第12回通常社員総会・特別講演会 出欠票

ご出席・ご欠席（いずれかに○印をご記入ください）

懇親会 出欠票

ご出席・ご欠席（いずれかに○印をご記入ください）

法人名： _____

出席者名： _____ 様

ご返信の際はお手数でも広報誌送付宛名右下の会員番号をご記入ください。

--	--	--	--	--	--	--

みんながつながる第一歩！

メールアドレスご登録のお願い

神田法人会ではホームページをリニューアルしました。現在、情報発信・講習会・講演会を含む各種事業の登録や諸管理の一層のデジタル化を進めております。

つきましては、デジタル化推進の第一歩として、下記二次元コードより会員皆様、全員のメールアドレスの登録をお願いしております。何卒ご協力をお願い申し上げます。

メールアドレス登録のメリット

- ・当会主催の税務講習・講演会・セミナー・お得なイベントなどの案内が今後、随時届き、お申込みも簡単に行うことが出来るように現在準備を進めております。また、会員の皆様専用のページも作成できるよう計画しております。
- ・将来的には広報誌や会費支払通知書などが電子化されることで、みなさまに届く紙媒体の量が減り、そのことにより開封の手間とごみの量が減少し、御社のSDGsの取り組みに貢献することになります。

取得したメールアドレスの取り扱いについて

- ・今回取得したメールアドレスは、本会からの各種情報の発信をはじめ、本会事業に関連するもの以外の目的で利用することはありません。
- ・また、会員の皆様など多数にメール発信する場合には、メーリングリスト、あるいはBCCメール等、送り先のメールアドレスが特定できない形で発信いたします。
- ・各種委員会、部会、地区・支部の委員・役員に就任した際には、グループ内においてCCメールなどで共有する場合がありますが、この場合には事前に承諾をいただきます。

スマートフォンからのご登録

右記の二次元コードからアクセスし、
入力フォームから
ご登録ください



登録URL
<https://forms.gle/SRzWxeU2xnsHhpe57>

ホームページからのご登録

神田法人会ホームページ
のバナーからアクセスし、
入力フォームから
ご登録ください

ココを
クリック



FAXでのご登録

本誌同梱の宛名台紙下段の「法人データ変更届け出書」にご記入の上、FAXでご返送ください
※アドレスをご記入の際に間違いやすい文字にはフリガナをお願いいたします

(例: 0 (ゼロ)とo (オー)、1 (イチ)とl (エル)、h (エイチ)とn (エヌ)、ー (ハイフン)と_ (アンダーバー)等

記入例

オーアンダーバー イチゼロナナ エルハイフン
o_ sato 107 @ l- kanda.co.jp

ご注意事項

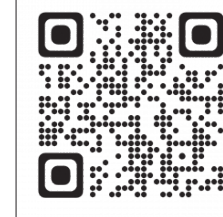
- ドメイン(kanda-hojinkai.com)受信拒否設定解除をお願いいたします
- メールアドレスの読み取りミス为了避免、できるだけスマートフォンからのご登録をお願いいたします

マイページ（会員情報） 利用開始のご案内

神田法人会ホームページで、2024年2月よりマイページ(会員情報)の運用が開始されました。マイページとは、会員が個々にカスタマイズした内容を提供出来るWEBサイト上の会員向け専用ページのことです。会員間の交流、会員企業検索、閲覧、お知らせなど将来的には新しい機能をさらに追加する予定でございます。右記の二次元バーコードを読み取って頂き、会員の情報確認ならびに企業情報の追加やアイコン・画面の更新にご協力をよろしくお願い致します。



マイページサンプル



マイページ



メールアドレス登録フォーム

ご利用頂くメリット

- 神田法人会より配信される情報コンテンツを豊富に掲載！
- 会員間の交流が図れ、自社商品やサービスの紹介、及び業務内容の検索が可能！
- スマホからも会員情報の確認や変更、各種イベント・セミナー、その他コンテンツの閲覧が可能！
- 各部会や委員会など、グループ単位でのコミュニケーションが可能！

ご利用条件

メールアドレスの登録が必須となります。

事前に事務局へ申請いただくか、以下フォームよりご登録ください。

フォーム <https://bit.ly/48fznxG>

運用開始

2024年2月1日

ログイン方法

①下記URLへアクセス

<https://kanda-hojinkai.com/mypage/>

②マイページへログイン

上段：会員番号またはメールアドレス
下段：パスワード

※初期パスワードは Kanda3150 です。「K」は大文字入力をお願いします。
また、ログイン後、パスワードは各自必ず変更をお願いします。

アドレス登録申請を頂きましてから
ご利用が可能になるまでに
概ね1週間程度お時間を頂いております。

会員番号変更のお知らせ

マイページ（会員情報）運用開始に伴い、皆様の会員番号が変更となりました。
ハイフン前の3桁の数字はなくなり、ハイフン以下の既存番号の冒頭に1がつきます。

(例) 【旧会員番号】 ~~012~~ 012345 ⇒ 【新会員番号】 **1**012345

新会員番号は、本誌の宛名ラベルの右下に記載されておりますので、
ご確認くださいませようお願い申し上げます。

今後もより便利にご利用頂けるよう、新しい機能を順次追加する予定です。
是非、ご登録をお願いします。

第12回通常社員総会の事前周知

公益社団法人 神田法人会 第12回通常社員総会

第 1 号議案 令和 5 年度 決算報告承認の件

令和 5 年度 決算報告 貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金	251,612	164,802	86,810
普通預金	38,060,555	45,614,481	△ 7,553,926
郵便振替	2,805,706	4,059,382	△ 1,253,676
前払金	3,037,547	407,356	2,630,191
地区前払金	2,600,889	2,790,876	△ 189,987
流動資産合計	46,756,309	53,036,897	△ 6,280,588
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産引当資産	5,840,000	5,840,000	0
基本財産合計	5,840,000	5,840,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	5,850,000	5,280,000	570,000
法人運営引当資産Ⅰ～Ⅶ	87,100,000	87,100,000	0
特定資産合計	92,950,000	92,380,000	570,000
(3) その他の固定資産			
什器備品	535,907	747,416	△ 211,509
ソフト費用	1,403,600	0	1,403,600
電話加入権	286,700	286,700	0
保証金	9,160,000	9,160,000	0
出資金	15,000	15,000	0
その他の固定資産合計	11,401,207	10,209,116	1,192,091
固定資産合計	110,191,207	108,429,116	1,762,091
資産合計	156,947,516	161,466,013	△ 4,518,497
Ⅱ. 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	3,558,740	2,018,690	1,540,050
前受金	584,600	346,400	238,200
前受会費	3,639,600	4,004,400	△ 364,800
預り金	235,450	70,765	164,685
仮受金	10,000	14,284	△ 4,284
未払法人税等	149,900	196,600	△ 46,700
流動負債合計	8,178,290	6,651,139	1,527,151
2. 固定負債			
退職給付引当金	5,850,000	5,280,000	570,000
固定負債合計	5,850,000	5,280,000	570,000
負債合計	14,028,290	11,931,139	2,097,151
Ⅲ. 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(5,840,000)	(5,840,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(92,950,000)	(92,380,000)	(570,000)
正味財産合計	142,919,226	149,534,874	△ 6,615,648
負債及び正味財産合計	156,947,516	161,466,013	△ 4,518,497

正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	114	113	1
基本財産受取利息	114	113	1
特定資産運用益	1,826	1,828	△ 2
特定資産受取利息	1,826	1,828	△ 2
受取会費	44,657,800	46,475,600	△ 1,817,800
正会員受取会費	44,657,800	46,475,600	△ 1,817,800

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
事業収益	3,902,000	2,112,000	1,790,000
研修会事業収益	679,600	496,000	183,600
会員親睦事業収益	3,222,400	1,616,000	1,606,400
受取補助金等	31,041,648	30,694,679	346,969
全法連助成金振替額	29,029,600	28,904,800	124,800
全法連補助金	856,000	534,000	322,000
東法連補助金	1,156,048	1,255,879	△ 99,831
受取負担金	2,403,000	2,486,000	△ 83,000
青年部会負担金	1,296,000	1,335,000	△ 39,000
女性部会負担金	175,000	195,000	△ 20,000
源泉部会負担金	932,000	956,000	△ 24,000
雑収益	3,043,523	4,392,635	△ 1,349,112
受取利息	574	584	△ 10
広告料収益	2,227,600	3,697,800	△ 1,470,200
雑収益	815,349	694,251	121,098
経常収益 計	85,049,911	86,162,855	△ 1,112,944
(2) 経常費用			
事業費	78,991,110	73,100,612	5,890,498
給料手当	15,576,549	16,211,723	△ 635,174
退職給付費用	513,000	909,000	△ 396,000
福利厚生費	2,516,947	2,745,529	△ 228,582
旅費交通費	1,430,498	1,256,458	174,040
通信運搬費	7,020,007	5,858,997	1,161,010
減価償却費	197,310	218,338	△ 21,028
消耗品費	1,557,841	1,396,491	161,350
印刷製本費	9,211,874	7,762,085	1,449,789
光熱水料費	1,160,538	1,325,277	△ 164,739
賃借料	16,242,546	16,242,546	0
事務所管理費	985,058	993,959	△ 8,901
会場費	2,264,259	2,209,291	54,968
保険料	31,680	107,847	△ 76,167
諸謝金	2,536,521	1,548,356	988,165
租税公課	34,500	36,800	△ 2,300
会議費	5,769,839	2,043,597	3,726,242
委託費	9,367,455	10,613,365	△ 1,245,910
支払負担金	748,900	431,354	317,546
支払手数料	6,710	6,050	660
表彰費	28,645	17,200	11,445
広告宣伝費	22,000	22,000	0
新聞図書費	50,787	49,788	999
雑費	1,717,646	1,094,561	623,085
管理費	12,524,549	11,857,447	667,102
給料手当	1,730,728	1,801,303	△ 70,575
退職給付費用	57,000	101,000	△ 44,000
福利厚生費	279,661	305,059	△ 25,398
旅費交通費	112,018	129,676	△ 17,658
通信運搬費	1,057,624	1,357,671	△ 300,047
減価償却費	62,599	15,729	46,870
消耗品費	94,753	115,481	△ 20,728
印刷製本費	465,146	517,530	△ 52,384
光熱水料費	69,570	81,860	△ 12,290
賃借料	823,418	823,418	0
事務所管理費	54,784	55,773	△ 989
会場費	731,811	796,235	△ 64,424
保険料	3,520	11,983	△ 8,463
諸謝金	110,000	77,800	32,200
租税公課	18,432	3,060	15,372
会議費	233,355	765,953	△ 532,598
委託費	2,793,240	1,208,805	1,584,435
諸会費	200,000	200,000	0
支払手数料	3,417,950	3,436,055	△ 18,105
渉外慶弔費	206,300	20,000	186,300
雑費	2,640	33,056	△ 30,416
経常費用 計	91,515,659	84,958,059	6,557,600
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 6,465,748	1,204,796	△ 7,670,544
評価損益等 計	0	0	0
当期経常増減額	△ 6,465,748	1,204,796	△ 7,670,544
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益 計	0	0	0

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
(2) 経常外費用			
経常外費用 計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 6,465,748	1,204,796	△ 7,670,544
法人税等	149,900	196,600	△ 46,700
当期一般正味財産増減額	△ 6,615,648	1,008,196	△ 7,623,844
一般正味財産期首残高	149,534,874	148,526,678	1,008,196
一般正味財産期末残高	142,919,226	149,534,874	△ 6,615,648
Ⅱ 指定正味財産の部			
受取補助金等	29,029,600	28,904,800	124,800
全法連助成金	29,029,600	28,904,800	124,800
一般正味財産への振替額	29,029,600	28,904,800	124,800
全法連助成金	29,029,600	28,904,800	124,800
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	142,919,226	149,534,874	△ 6,615,648

財 産 目 録

令和6年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)	現金	手元保管 本会	運転資金として	251,612
	預金	普通預金	運転資金として	38,060,555
		みずほ銀行神田支店		919,048
		三菱 UFJ 銀行神保町支店		16,562,295
		三菱 UFJ 銀行神田支店		5,525,229
		三井住友銀行神田支店		5,280,514
		りそな銀行神田支店		3,563,637
		きらぼし銀行神田中央支店		1,914,853
		興産信用金庫本店		1,227,237
		東京東信用金庫神田支店		268,644
		三菱 UFJ 銀行神田支店		1,022,922
		青年部会		
		三菱 UFJ 銀行神田支店		1,578,532
		女性部会		
		三菱 UFJ 銀行神保町支店		197,644
		源泉部会		
		郵便振替 本会	運転資金として	2,805,706
		青年部会		1,428,988
		女性部会		1,021,109
		源泉部会		326,254
				29,355
	前払金			3,037,547
		旺巧ビル2階及び4階	令和6年度・7年度更新料	755,700
		本会事業	令和6年度「税のしるべ」年間購読料	49,788
		本会事業	法人管理システム構築費用	1,870,000
		本会事業	令和6年12月決算法人説明会会場使用料	123,310
		本会事業	令和7年3月決算法人説明会会場使用料	130,581
		青年部会事業	令和6年度観桜会費用	10,668
		女性部会事業	令和6年度全国女性フォーラム費用	97,500
	地区前払金	地区運営	令和6年度地区運営費用	2,600,889
流動資産合計				46,756,309
(固定資産)	基本財産			
		基本財産引当資産		
		定期預金 三菱 UFJ 銀行神保町支店	公益目的保有財産であり、運用益を公益事業の用に供している 財源として使用している	5,840,000
	特定資産			
		退職給付引当資産		
		定期預金 三菱 UFJ 銀行神保町支店	職員2名に対する退職金の支払いに備えたもの	5,850,000
		法人運営引当資産Ⅰ～Ⅶ	運用益を法人運営の用に供している	87,100,000
		定期預金 みずほ銀行神田支店		20,000,000
		法人運営引当資産Ⅳ		10,000,000
		法人運営引当資産Ⅴ		10,000,000
		三菱 UFJ 銀行神保町支店		67,100,000
		法人運営引当資産Ⅰ		7,000,000
		法人運営引当資産Ⅱ		24,000,000
		法人運営引当資産Ⅲ		2,500,000
		法人運営引当資産Ⅵ		5,000,000
		法人運営引当資産Ⅶ		3,600,000
		法人運営引当資産Ⅷ		25,000,000

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
その他固定資産	什器備品	法人会旗一旒他 計57点	共用財産であり、うち76%は公益目的保有財産として公1事業と公2事業の用に供し、14%は収益事業、10%は管理運営の用に供している。	535,907
			公益目的保有財産	319,156
			収益事業等保有財産	58,792
			法人会計保有財産	41,994
	ソフト費用	ノートパソコン他 計2点 経営者懇談会用	公益目的保有財産	115,965
	電話加入権	法人管理システムプログラム一式他 電話4基3294-2531～4 FAX 専用3294-2500	法人会計保有財産	1,403,600
			共用財産であり、うち76%は公益目的保有財産として公1事業と公2事業の用に供し、14%は収益事業、10%は管理運営の用に供している。	286,700
			公益目的保有財産	217,892
			収益事業等保有財産	40,138
			法人会計保有財産	28,670
	保証金	旺巧ビル2階及び4階	共用財産であり、うち76%は公益目的保有財産として公1事業と公2事業の用に供し、14%は収益事業、10%は管理運営の用に供している。	9,160,000
			公益目的保有財産	6,961,600
			収益事業等保有財産	1,282,400
			法人会計保有財産	916,000
	出資金	興産信用金庫20口	共用財産であり、うち76%は公益目的保有財産として公1事業と公2事業の用に供し、14%は収益事業、10%は管理運営の用に供している。	15,000
			公益目的保有財産	7,600
			収益事業等保有財産	1,400
			法人会計保有財産	1,000
		東京都火災共済協同組合50口	収益事業等保有財産	5,000
固定資産合計				110,191,207
資産合計				156,947,516
(流動負債)	未払金			3,558,740
		港北メディアサービス㈱	広報誌3月号印刷費・発送費	982,960
		連合会館	令和6年3月地区別研修会会場使用料	192,720
		KKR HOTEL TOKYO	令和6年3月健康講演会会場使用料	198,979
		日本印刷㈱	会費請求書印刷・発送代他	1,105,040
		㈱人形町今半フーズプラント	令和6年3月地区別研修会弁当代	125,928
		箱豊製函㈱	令和5年3月度説明会案内発送費用等	556,411
		N T T	令和6年3月分通信費	6,702
		いせ源	令和6年3月食文化研究会費用	390,000
	前受金			584,600
		本会事業	令和6年度新入社員研修会参加費	314,600
		参加者 37名	令和6年度青年部会観桜会会費	185,000
		本会事業 利用法人 1社	令和6年度同梱広告料	63,000
		利用法人 1社	令和6年度貸会議室利用料	22,000
	前受会費			3,639,600
		正会員法人 303社	令和6年度受取会費	3,639,600
	預り金			235,450
		3月分住民税		45,900
		2月分・特別賞与分社会保険料		189,550
	仮受金			10,000
		青年部会	食文化研究会会費重複入金	10,000
		源泉部会員	令和4年度会費誤入金2件	
	未払法人税等			149,900
		神田税務署	令和5年度法人税未払分	75,200
		千代田都税事務所	令和5年度法人住民税等未払分	74,700
流動負債合計				8,178,290
(固定負債)	退職給付引当金	職員に対するもの	職員2名に対する退職金の支払いに備えたもの	5,850,000
固定負債合計				5,850,000
負債合計				14,028,290
正味財産				142,919,226

前記のとおりであります。

令和6年5月21日

公益社団法人 神田法人会

代 表 理 事 藤井 隆太

業 務 執 行 理 事 河合 洋

第12回通常社員総会の事前周知

監 査 報 告

公益社団法人神田法人会
代表理事 藤井 隆太 殿

令和6年5月21日

公益社団法人神田法人会
監 事 中曽根 利光
監 事 西谷 茂

公益社団法人神田法人会の令和5年4月1日から令和6年3月31日迄の事業年度に関して監査いたしました。
その方法及び結果について以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法とその内容

各監事は、情報の収集および監査の環境整備に努めると共に、重要な会議である理事会に出席し、理事及び事務局職員等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し業務及び財産の状況を調査いたしました。
以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。
更に、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、該当事業年度に係る貸借対照表・正味財産増減計算書等計算書類、及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当会の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、当会の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

報 告

■第1号報告 令和5年度事業（第11期 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

概 況

令和5年度においては概ねコロナ禍以前の活動に戻りつつ、法人会 DX 推進を積極的に推進し、新たな一步を踏み出した事業年度でした。

1. 事業活動の回復と DX 推進

- コロナ禍による影響を乗り越え、各事業活動が概ね正常化しました。
会場参加とオンライン参加を併用し、参加者の利便性と広域性を重視した取り組みを行いました。
- DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、事業プロセスの効率化や情報共有の改善に取り組みました。

2. 親睦事業の重要性を再認識

- コミュニケーションの重要性を鑑み、親睦事業を再開致しました。会場参加を中心に、会員間の交流を促進し、組織の結束を強化しました。
以下、個別活動表記略

■第2号報告 令和6年度事業計画（第12期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

基本方針

当会は「税知識の普及と納税意識の高揚」、「税制及び税務に関する提言」、「地域企業の発展と地域社会への貢献」に資する活動並びに DX 等を活用し、より効果的な情報発信を進めることとし次に掲げる事業活動を積極的に実施して参ります

税知識の普及・納税意識の高揚

税に関する研修会・講習会等を適宜、適切に実施し、法人の適正な経理実務及び税務申告等の向上に向けた支援、併せて次世代を担う学童に対する租税教育、あるべき税制の実現を目指した税制改正に関する提言活動を積極的に推進します

地域企業と地域社会の健全な発展に貢献

地域企業と地域社会の健全な発展のため、各種有益な研修や情報提供並びに交流、経営者、従業員に対する充実した福利厚生を提供等、地域社会の活性化に寄与するための活動を積極的に推進します

充実した広報活動の推進

「広報誌」、「ホームページ」及びホームページ内「マイページ」の一層の充実を図り、企業経営に役立つ事業案内、各種有益情報の速やかな発信並びに会員間の情報交換に関する活動を積極的に推進します

デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

法人会デジタルトランスフォーメーション（DX）の更なる展開を図り、SDGs（持続可能な開発目標）の視点も継承しつつ、対内外に向けて「DX の見える化」を積極的に推進します

■第3号報告 令和6年度収支予算（第12期 令和6年4月1日から令和7年3月31日）

表記略

* 報告事項詳細は6月3日以降に当会ホームページでご覧の上ダウンロードできます。

会場およびオンライン開催

主催：公益社団法人 神田法人会 事業研修委員会

令和 6 年度

税法実務研修会

テーマ

法人の損金② (交際費・寄附金・海外渡航費等)

日 時

令和6年7月22日(月) 午後2時～4時

会 場

神田法人会2階セミナールーム
ZOOMウェビナーを用いた集合&オンライン形式

講 師

東京税理士会神田支部所属 税理士

テキスト

「令和5年版図解法人税」
定価3,740円(税込)
※お申込者様へは割引価格でのご提供となります。

会 費

会員 テキスト代のみ
非会員 テキスト代+参加費2,000円/社

定 員

会場 50名様まで
オンライン 500名様まで

申込期日

7月12日(金) まで

申込方法

神田法人会HPより事前申込制になります

step 1

神田法人会HP
事業・研修のご案内の
予定一覧を確認

step 2

一覧の中にある
「**税法実務研修会**」を
選択

step 3

案内ページ下部の
お申込フォームより
必要事項を入力し
お申込

step 4

自動返信の
メールが届けば
お申込完了となります



お申込に関する注意事項（必ずご一読ください）

■お申込について

- 会場参加
①当会HP事業・研修のご案内より該当研修タイトル会場参加フォームより必要事項を入力してお申し込みください。
②送信完了メッセージが出るとお申込完了となります。
- オンライン参加
①当会HP事業・研修のご案内より該当研修タイトルオンライン参加フォームより必要事項を入力してお申し込みください。
②ZOOMより案内メッセージが自動返信で届くとお申込完了となります。
③お申込は参加ご希望者様毎に当日使用するアドレスでHPより登録を行うようにしてください。
※自動返信でのご案内を返信する都合上ドメイン設定や入力ミスがあった際には登録後に案内返信が届かない場合がございますのでご注意ください。
- ④共通のアドレスで複数名でお申込する場合必ず参加人数と書籍購入数を忘れず明記してください。
※明記されていないお申込については参加あるいはテキスト購入が認められない場合がございます。

■テキストの購入について

- 共通
①既に所持している場合は別途購入の必要ございません。
- 会場参加
①開催当日に会場で直接販売致します。
- オンライン参加
①購入希望の場合申込登録住所へ発送致します。
②申込締切が購入手続きの締切となる為期日を過ぎた後の購入キャンセル、変更はお受け致しかねます。
- ③参加申込が確認出来ない分の複数購入はお受け致しかねます。
- ④テキストの発送・請求は当会からではなく、（一財）大蔵財務協会よりテキストに同梱する方式で請求書を送付させていただきます。

ご不明点は神田法人会事務局（TEL：03-3294-2531）まで

令和6年度

源泉部会 第2回公開研修会



テーマ

住民税について

日時 令和6年7月12日(金) 午後2時～3時

会場 神田法人会2階セミナールーム

講師 千代田区役所税務課 課税係 担当者

テキスト 当日配布致します。

会費 無料

定員 50名様まで

申込期日 7月5日(金)まで

申込方法 神田法人会HPより事前申込制になります

step 1

神田法人会HP
事業・研修のご案内の
予定一覧を確認

step 2

一覧の中にある
「源泉部会
第2回公開研修会」を
選択

step 3

案内ページ下部の
お申込フォームより
必要事項を入力し
お申込

step 4

自動返信の
メールが届けば
お申込完了となります

ご不明点は神田法人会事務局 (TEL: 03-3294-2531) まで

令和6年度

源泉部会 第3回公開研修会



テーマ

●長時間労働とハラスメントによる 労働災害防止に向けて ●フリーランス・事業者間取引適正化等法 のご案内

日時 令和6年7月19日(金) 午後2時～3時

会場 神田法人会2階セミナールーム

講師 中央労働基準監督署第1方面 担当官

テキスト 当日配布致します。

会費 無料

定員 50名様まで

申込期日 7月12日(金)まで

申込方法 神田法人会HPより事前申込制になります

step 1

神田法人会HP
事業・研修のご案内の
予定一覧を確認

step 2

一覧の中にある
「源泉部会
第3回公開研修会」を
選択

step 3

案内ページ下部の
お申込フォームより
必要事項を入力し
お申込

step 4

自動返信の
メールが届けば
お申込完了となります

ご不明点は神田法人会事務局 (TEL: 03-3294-2531) まで



5代目になる大家正光さん。平成19～21年に青年部会部会長を務めた。平成29年から神田法人会副会長を務めている

会員企業訪問シリーズ

神田 わが街

第15回

東英グループ

(東英興産株式会社 東英商事株式会社 合資会社大家商店)

明治12年(1879年)、神田美土代町でランプ用石油販売の大家商店を創業。第一次オイルショックの前年に東英興産株式会社を設立し、経営の多角化を推進。昭和から平成にかけてはガソリンスタンドを全面改装し「トータルカーケアセンター」として売上を伸ばす一方、オフィスビル事業にも進出。現在は宅地建物取引業免許を取得し、不動産関連事業のさらなる事業領域の拡大を目指している。出光興産特約販売店。

企業データ

●本社 東京都千代田区神田美土代町7番地4
東英美土代ビル4階
TEL 03-3292-1041

2024年6月現在



145年の歴史が刻む 「挑戦」と「変革」

日本に長寿企業が多い理由

日経 BP コンサルティングが令和4年に公表した『創業100年企業の国別ランキング』によると、日本には3万7,085社の100年企業が存続しており、これは世界全体の50.1%に当たるという。創業200年以上になると1,388社で、65.2%に達する。なぜ、日本には長寿企業が多いのか。生成 AI にその理由を聞いてみると、以下の回答が得られた。

文化的価値観と企業の哲学：日本では持続可能性、長期的な視点、および「経営の継承」という考え方が強く根付いている。多くの企業が、短期的な利益を追求するよりも、長期的な安定性と成長を優先することを重視している。

家族経営の伝統：多くの長寿企業は家族が経営を引き継ぐ形式をとっており、代々同じ家族が企業を支え続けることが一般的である。これにより、企業の使命と価値観が保持され、一貫した経営方針が継続される。
地域社会との密接な関係：地域社会との強い結びつきを持つ企業も多く、地域に根ざした事業を展開することで、支持を受けやすくなっている。これが企業の持続可能性を支える要因のひとつになる。

経営戦略の柔軟性：時代の変化に応じて事業内容を変える柔軟性を持ちながらも、基本となる企業理念や文化は保持することで、多くの挑戦を乗り越えてきた企業もある。

いやはや、異論を挟む余地があるだろうか。創業145年、神田美土代町の東英グループも同様の要素を持ち合わせているということを、今回の取材を通じて実感した。

石油業界の変遷と大家商店の歴史

初代の大家重次郎は滋賀県の農家の次男として安政元年(1854年)に生まれた。明治に入ると群馬県の酒屋で奉公し、仕事の都合でしばしば東京に来るようになった。当時はまだ江戸から東京に名を改めたばかりで、自由民権運動や廃藩置県という変革の熱気に時の都は包まれていた。次男であるため、いずれは独立せねばならない。そんな思いを抱いていた重次郎は、ペリーが黒船で持ち込んだ後、灯油として普及し始めた石油に注目した。そして明治12年に、神田美土代町に石油販売を主業とする「大家商店」を創業した。初代は堅実な商いで土台を築いた。2代目の清之助にバトンが渡された明治40年は、すでに都市部の商業施設や裕福な家庭では照明として電灯が主流となり、灯油の存在が



明治34年に設立された「東京油問屋市場」という油脂販売業者の業界団体の役員も務める。祖父重治は第9代理事長

脅かされていた。さらに大正時代に入ると、東京に3つの電気会社と2つのガス会社が設立され、石油業界に逆風が吹き荒れた。潮目が再び変わるのが大正3年から始まる第一次世界大戦と、大正12年の関東大震災である。大戦では文字通りの軍需景気に沸き、震災後はその復興過程でインフラが大きく改善され、自動車に適した道路が整備された。これに目を付けた2代目は都内に18軒ものガソリンスタンドを建設した。この読みが的中し、大震災の際に被害を受けた商品の買掛金を一年で全額返済したという。そして大正14年には後のシェル石油の特約店になった。現社長の祖父である重治が3代目に就任した昭和17年は戦時下であり、石油も油脂も統制の最中であった。終戦後の混乱を経て、昭和24年に東英石油株式会社を設立。これ以降、油脂是大家商店、石油は新会社で扱うことになった。高度経済成長期にはマイカーの普及が進み、石油業界は右肩上がりの成長を続けた。しかし、昭和48年と54年の二度のオイルショックが石油依存のリスクと世界経済に対するその影響を浮き彫りにした。まるでこの石油危機を予想していたかのように、現社長の父である東英興産株式会社を設立。本社隣にあった給油所を閉鎖して、立体駐車場併設のオフィスビル建設に着手し、翌年3月に第一東英ビルとして竣工した。これを機にオフィスビルと駐車場を中心とした不動産経営事業に乗り出すことになり、この経営戦略の柔軟性が後に功を奏するのだった。

波乱のエネルギー業界から 地域に根差した 不動産経営への転身

昭和60年1月1日、昭和石油とシェル石油が合併して昭和シェル石油が誕生した。同年4月には新入社員の入社式が行われ、現社長の大家正光さんもその中の一人であった。「大学を卒業して名古屋の大手石油販売会社に入社しました。1年半ほど販売経験を積んだ後、合併直前のシェル石油に転職しました。新卒採用ではありませんでしたが、昭和シェルの第一期入社として迎えら

れました(笑)」と正光さんは回想する。本社の販売促進課に配属された正光さんは、全国の優秀なガソリンスタンドを取材し、マーケティングや営業企画について学んだ。そして2年後の昭和62年4月に東英グループに入社し、品川区旗の台の店舗の全面改装オープンを担当した。これまでの経験が大

いに役立ち、売上は急伸した。「昭和シェルが発売した新ハイオクがまさに飛ぶように売れました。研修機会が多く、国内外の異業種の視察やアメリカでの小売業やサービス業の視察研修にも何度も参加しました。昭和60年から平成5くらいまでが石油業界が最も華やかなりし時代でしたね」と正光さんは当時を振り返る。「いつかはクラウン」というキャッチコピーで高級車の代名詞的存在になったトヨタのクラウンが、最も売れたのは昭和62年から平成3年にかけて販売された8代目の時代である。そしてこの期間は、空前のF1ブームでもあった。アラン・プロストとアイルトン・セナという2大スターが活躍したマクラーレンホンダの全盛期である。昭和シェル石油はプロストとセナをCMに起用し、ハイオクをうまくPRした。バブル景気と重なったこともあり、ハイオク仕様の高級車が飛ぶように売れた。しかし、諸行は無常である。平成4年、バブル崩壊。平成6年、セナがサンマリノグランプリで走行中に悲運の事故で亡くなった。平成8年、「特定石油製品輸入暫定措置法(特石法)」が撤廃され、石油会社に事実上限定されていたガソリン、灯油、軽油の輸入が4月から原則自由化された。規制緩和である。さらに翌年、世界初となる量産ハイブリッドカー、プリウスが誕生した。カタログ燃費は29kmで、同クラス車の2倍であった。これ以降、低燃費のエコカーが急速に普及した。規制緩和により、ガソリンスタンドが増えて価格競争が激しくなる一方で、エコカーの普及でガソリンの需要は減る一方となった。業界を取り巻く状況が年々厳しさを増す中、平成12年に正光さんは代表取締役社長に就任した。当初は、石油・自動車関連事業の規模を拡大したいという熱い思いを抱いていたが、7年後に5店舗あったガソリンスタンドのうち4店舗を閉める決断を下した。「量販と人件費削減でセルフ給油が主流になるのですが、客単価とマージンは一気に下がりました。不毛な価格競争を強いられ、これが本当に自分のしたいことなのだろうか、不意に思

うようになったんです。そこからの決断は早かったと思います」この苦渋の決断を下した時、正光さんは神田法人会青年部会の部会長として精力的に活動していた。「自分でもよくやったなと思います」と正光さんは微笑むが、青年部会の活動に勤しんでいる時は束の間、辛い現実を頭の中から追いやることができたのではないだろうか。法人会の活動には仕事脳をリセットしてくれる側面があるに違いない。経営の主軸を不動産経営事業にシフトしてからは、「これまで代々、神田に世話になってきたのだから、神田に恩返しをしよう」と神田界隈の不動産に積極的に投資。令和5年には大手不動産会社出身で、管理部長を務める長男の光裕さん主導のもと宅建業の免許を取得して不動産仲介業を始めた。ビルの老朽化による維持管理の難化、働き方改革によるオフィスニーズの変化、人のつながりの希薄化、神田地域が直面しているこれらの諸問題に真摯に取り組む「神田の街を元気にする」ことを、新たに企業ビジョンに掲げている。

レポート◎山根和明(広報委員会)

東英グループ

代表取締役社長

大家 正光 (おおよ まさみつ)

1961年2月	東京都千代田区生まれ
1983年3月	慶応義塾大学商学部卒業
1983年4月	江崎石油(現・エザキ株式会社)に入社
1985年4月	昭和シェル石油株式会社に入社
1987年4月	東英興産株式会社に入社
2000年4月	東英興産株式会社代表取締役社長に就任
趣味は音楽鑑賞、旅行、クルマ、ドライブ。	
神田法人会副会長 神田消防懇話会会長	
全国油脂販売業者連合会理事	



相続登記と遺産分割

いわゆる所有者不明土地等の解消を目的とした不動産登記法の改正により、相続登記申請の義務化が始まりました（令和6年4月1日施行）。この義務化は施行日前の相続についても適用されます。そこで、今回は、遺産分割も相続登記もされずに遺産共有状態のまま長年放置された不動産の問題と関連して、遺産分割における具体的相続分の主張の期限を設けた民法改正と併せて解説します。

1 相続登記について（改正1）

(1)相続登記申請の義務化

不動産登記法の改正により、不動産を相続又は遺贈により取得した相続人は、自己のために相続が開始したこと及び当該所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記申請をしなければなりません。正当な理由なく相続登記申請を怠った場合には、10万円以下の過料の制裁があります。

(2)相続人申告登記

(1)の申請義務者は、相続開始した旨と自らが当該所有権の登記名義人の相続人である旨を単独で申し出ることができ、(1)の期間内に申告をしたときは、(1)の登記申請の義務を履行したものとみなされます。もっとも、その後、遺産分割によって所有権を取得したときは、当該遺産分割から3年以内に所有権の移転登記をしなければなりません。

相続人申告登記の方法としては、氏名住所が付記登記されるもので、その氏名等に変更があった場合にはその変更登記申請も併せて義務化される予定です（令和8年4月までに施行予定）。

(3)施行等

これらの改正は、令和6年4月1日に施行しましたが、後述するとおり、施行前の相続についても適用されるものです。

2 相続開始10年経過後の未分割遺産に関する取扱い（改正2）

1の不動産登記法の改正とは別に、民法改正も行われ、相続開始10年経過後は、原則として、具体的相続分の主張（特別受益（被相続人からの生前贈与等）や寄与分（被相続人の無償での療養介護等の被相続人の財産維持増加への特別な貢献）の主張）ができなくなりました。これは、遺産分割を早期に成立することを目的とするものですが、10年を経過する前に家庭裁判所に遺産分割の請求をしているなどの例外事由や相続人全員が合意すれば、相続開始から10年経過後でも、特別受益、寄与分を主張して遺産分割を行うことができます。

この改正は、令和5年4月1日に施行されたものですが、後述するとおり、施行日前の相続についても適用されるものです。

3 施行日前の相続に関する経過措置（タイムスケジュール）

上記1、2の改正によるルールは、施行日前の相続に適用されるものですが、次のとおり、経過措置が設けられています。

(1)改正1（令和6年4月1日施行）

施行日又は相続開始と当該所有権を取得したことを知った日のいずれか遅い日から3年以内（施行日から起算すると、～令和9年3月31日）に、相続登記の申請又は相続人申告登記をしなければなりません。

相続人申告登記をした場合、分割の日又は施行日のいずれか遅い日から3年以内（施行日から起算すると、～令和9年3月31日）に相続登記の申請をしなければなりません。

(2)改正2（令和5年4月1日施行）

施行日前に相続開始したときで、施行日前に10年を経過している場合又は下記の猶予期間内に10年を経過する場合（～平成30年4月1日相続発生）には施行日から5年の猶予期間が設けられています（～令和10年3月31日）。そのため、この猶予期間内であれば、特別受益や寄与分の主張をする遺産分割ができることになります。

4 最後に

施行日前の相続（～平成30年4月1日相続発生）について、いざ、遺産分割をしようとした際に、5年の猶予期間を経過しているために特別受益や寄与分の主張ができなくなってしまう点には注意が必要です。施行日前の相続に関して、未分割の不動産が存在する場合には、早めに弁護士等の専門家に相談することをお勧めします。

特別受益や寄与分を主張する側としては、10年又は5年の猶予期間までに家庭裁判所に遺産分割請求を申し立て、不動産を含む遺産分割の成立まで長期化が見込まれる場合には、相続人申告登記を活用することが勧められます。

これらの法改正を見ると、所有者不明土地等の解消という目的の下、遺産分割を促進させることにも繋がるのではないかとも思われますが、今後の相続への生前の備えという意味では、遺言書の作成が基本であり、その重要性に変わりはないものと思います。

【講師プロフィール】

小川 啓 弁護士

アルファパートナーズ法律事務所

〒100-0005 千代田区丸の内3-1-1 国際ビル407

TEL：03-6212-6200 FAX：03-6212-6660

帝国データバンク調査で判明

2023年度は過去最多、急増する医療機関の倒産

医療機関（病院、診療所、歯科医院）経営事業者の倒産が急増している。2023年度（23年4月～24年3月）の倒産（負債1,000万円以上かつ法的整理）件数は55件となり、これまで最多だった2009年度（45件）を大きく上回り、年度ベースで過去最多を更新した。なかでも2024年2月は11件の倒産が発生し、単月として過去最多となった。

一般企業と同様、コロナ禍では医療機関に対してもゼロゼロ融資や既存借入金の返済猶予などの支援が執行されたことで倒産は一時的に抑制されたが、近時、その反動増ともみられる動きが顕著となっている。

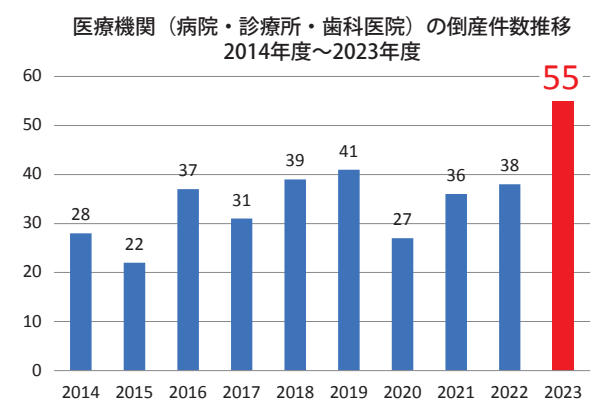
2023年度に発生した55件を業態別にみると、病院が3件、診療所が28件、歯科医院が24件で、診療所と歯科医院の件数がそれぞれ過去最多となった。一方、病院は20年度（2件）、21年度（4件）、22年度（3件）と推移しており、ピーク時（06年度、09年度の各12件）と比べると沈静化している。

厚生労働省によると、2024年1月末時点の全国の医療機関の施設数は、病院が8,115施設、診療所は10万5,304施設、歯科医院は6万6,886施設となっている。診療所と歯科医院は、約5万7,000店と

も言われるコンビニ店舗数を大きく上回っており、そもそも同業者間の競争が熾烈だ。さらに個人経営が多い診療所と歯科医院では、後継者がいないまま経営者（理事長・院長）の高齢化が進む施設が増え続けている。今後、高齢化がさらに進行することで事業継続が困難となり、廃業（債務を完済して事業停止）を余儀なくされる診療所と歯科医院が急増するほか、債務を完済できず倒産手続きに入るケースも相次ぐことが予想される。

こうした医療機関の現状について、取引先はどのように分析しているのだろうか。複数の医薬系企業の審査担当者に話を聞くと「コロナ禍で減った患者が戻っていない施設が多い」という回答が目立つ。その背景については「マスク着用の習慣化など健康意識が高まったことで病気になる人が減った」など、さまざまな角度から分析されているが、中でも興味深かったのが「かかりつけ医だと思っていた医師が、実はかかりつけ医ではなかったと感じた」というもの。コロナ前はとても親身になってくれていた医師やスタッフだったのに、コロナ禍でのワクチン接種や発熱外来の対応を雑に感じたり、診察を断られるなどして、仕方なく通ったことのない施設で診察を受けたところ、とても良い対応だったので以後の通院先を変更したというものだ。医療現場は深刻な人手不足もあり、そんなことまで考える余裕はないのかもしれないが、混乱した状況だったからこそ、多くの患者が各施設の医師やスタッフの本質やレベルの差を目の当たりにして、当事者の気づかないところで選別が進んだのかも知れない。

医療機関の倒産と廃業は、年々深刻化していく経営者の高齢化とともに長らく増え続けていくだろう。



令和版

食いしん坊手帖

Vol.15

下町情緒と新しいスポットが混ざり合った江戸下町「神田」の一度は行ってみたい美味しいお店をご紹介します。



ランチ限定の鉄火丼700円なり。色鮮やかなミナミマグロの赤身が食欲をそそる

マグロ仲買人が半世紀前に創業 隠れ家的な鉄火丼専門店

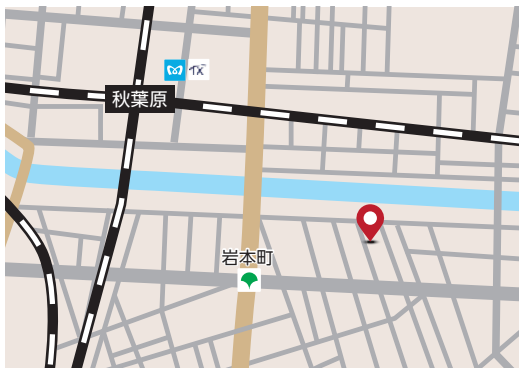
レポート◎山根和明（広報委員会）



おそらく神田で唯一の鉄火丼専門店

鉄火丼 おやじ

東京都千代田区岩本町 3-7-5
電話：03-3866-9906
●営業時間【月～金】
11:00 ～ 13:30 / 17:00 ～ 21:00
●定休日：土曜日・日曜日・祝日



夜の部のメニューはない。基本料理はこちらの刺身盛り合わせ（2人前）。このボリュームで12,000円（1人前6,000円）。板ウニとアワビ、トロがベースで、あとは旬の刺身が豪快に盛られてくる。このほか、夜の部の料理はフグ刺、フグ鍋、毛ガニ、カツオなど

名店は路地裏にあり

東京の衣類産業の中心地として発展してきた岩本町3丁目には、歴史が息づいている。江戸時代、神田川沿いに造られた柳原土手は古着の露店で賑わった。現在この場所は「柳原通り」という名前の一方通行の道となっている。この歴史ある通りと靖国通りを結ぶ路地の雑居ビルの2階に、隠れた名店「鉄火丼 おやじ」がある。「名店は路地裏にあり」という言葉がある。旅慣れた人なら、美味しい店がある路地が経験上、何となく分かるものだ。メインストリートとの位置関係や路地に建つ店の雰囲気、探索のヒントになることが多い。しかし、初めて「おやじ」を訪れる人は、「ここにあるのか」と意表を突かれるに違いない。さらに驚くのが、同店が50年近く暖簾を守り続けているという点だ。都心部とはいえ、一見さんが滅多にやっこない場所

ある。つまり、店を支えてきたのは多くのリピーターと口コミに他ならない。正真正銘の「隠れた名店」なのである。

目にも鮮やかな赤色のミナミマグロ

ランチの一番人気は中トロ鉄火丼（1,000円）。酢飯の上に分厚く切られた中トロが5切れ、マダコ1切れ、イクラが豪快に盛られている。「鉄火丼は本来赤身なんです、ダントツで中トロが一番人気なんです（笑）」と気さくに答えてくれたのは2代目店主の小野寺隆夫さん。元々、小野寺さんのお父さんは築地市場でマグロの仲買人をしていた。市場は早く終わるので、その後に副業感覚で夫婦で始めたのが鉄火丼の専門店だった。今から47～48年前で、当時の店舗は今の雑居ビルのはす向かいにあったという。マグロの仲買人が切り盛りする鉄火丼は衣類の街のサラリーマンの胃袋をがっちりつつかみ、やがてお父さんは仲買人を辞めて同店の経営に専念。小野寺さんは高校卒業後すぐに調理師免許を取り、フグ専門店で3年間修業し、ふぐ調理師免許を取得し、お父さんと一緒に「おやじ」を切り盛りすることに。「オヤジは今年で90歳になりますが、毎朝、私と一緒に豊洲市場に行っています（笑）。お店が忙しい時にはたまに来てもらうこともあります」と2代目。メインに使っているのはミナミマグロ。メバチマグロも使う。ミナミマグロは本マグロ（クロマグロ）に次いで大きくなるマグロの仲間で、南半球に広く生息している。インド洋で多く水揚げされることからインドマグロとも呼ばれる。食味はクロマグロに似ていて、赤身はクロマグロより赤色をしている個体が多い。鉄火丼のネタとしては申し分ない。「ランチはできるだけリーズナブルにしたいと思っているので、さすがにクロマグロは扱えません。ほかのマグロもコロナ前より1kgあたり500円ほど値上がりしました。だからうちも昨年一律50円値上げさせていただきました」と申し訳なさそうに話す小野寺さん。とはいえ、鉄火丼は分厚い赤身が7切れ載って700円である。ラーメンが1杯1,000円を超える時代だというのに、なんと良心的なんだ。ちなみに、鉄火丼には他の定食でセットになっているしじみの味噌汁が付かない。価格をギリギリまで抑えている証だろう。

安くて旨い、その理由

店内は対面式の28人掛け長テーブルが2卓あり、その奥の小上がりに6人掛けの座卓が2卓。長テーブルを対面で使うのは夜だ



隠れ家の雰囲気が漂う雑居ビル



どこか懐かしい雰囲気の店内



2代目の小野寺隆夫さんはとても気さくで人情味豊か

けで、ランチタイムは片側のみを使用する。丼ものにしろ定食にしろ、マグロの刺身を豪快に切って並べるだけのシンプルな料理なので、回転は速い。席に着き、注文をすると1分で出てくる。常連さんの中には注文時に「頭でっかち」をコールする人が多い。プラス100円で、ごはんではなく刺身を通常より多めにしてもらえるのだ。まずは鉄火丼をいただく。ミナミマグロの目にも鮮やかな赤身が食欲をそそる。赤身特有の酸味は少なく、柔らかくもっちりとした食感。これはまさか生ではあるまいかと店主に確認したところ、冷凍ものだという。昨今は冷凍技術が飛躍的に向上しているが、旨さの秘訣はそれだけではないようだ。物自体がいいということもあるが、急速冷凍されたカチンカチンのマグロを海水とほぼ同じ濃度の塩水に浸して解凍させるのだという。こうすることで生に近い食感を再現できるのである。ただし、全解凍させたマグロは日持ちがしない。だからこそ、その日に使う分のマグロを毎朝豊洲市場まで仕入れに行くのである。続いて中トロ鉄火丼。トロは舌の上でとろけるようで甘い。クロマグロとの差が正直分からない。中トロ鉄火丼にはイクラとマダコの刺身が載っていて鉄火丼というよりは海鮮丼のようなボリューム。これにしじみ汁が付いて1,000円というから頭が下がる。中トロと赤身だけのミックス鉄火丼（900円）もある。このほか、刺身定食（800円）、ミックス定食（950円）、中トロ定食（1,100円）があり、大きな違いはごはんの上に刺身が載っているか別皿かという点。また、定食のごはんは酢飯か白米かのどちらかを選べる。創業時に、小野寺さんのお母さんが寿司屋から教わったレシピでいまだに酢飯を作っていて、これが濃厚なマグロの刺身によくマッチする。

夜は17～21時まで営業。メニューはなく、基本料理は刺身盛り合わせ。ほかにフグの刺身やフグ鍋、毛ガニなどがある。夜の部も人気なので、予約は必須だ。



こちらもランチ限定の中トロ鉄火丼。しじみの味噌汁とおしんこが付いて1,000円



急速冷凍させたミナミマグロを塩水で解凍しているの生のような食感を楽しめる

給与を支払う事業者のみなさまへ

定額減税は、令和6年6月1日以後に
支払う給与等から！

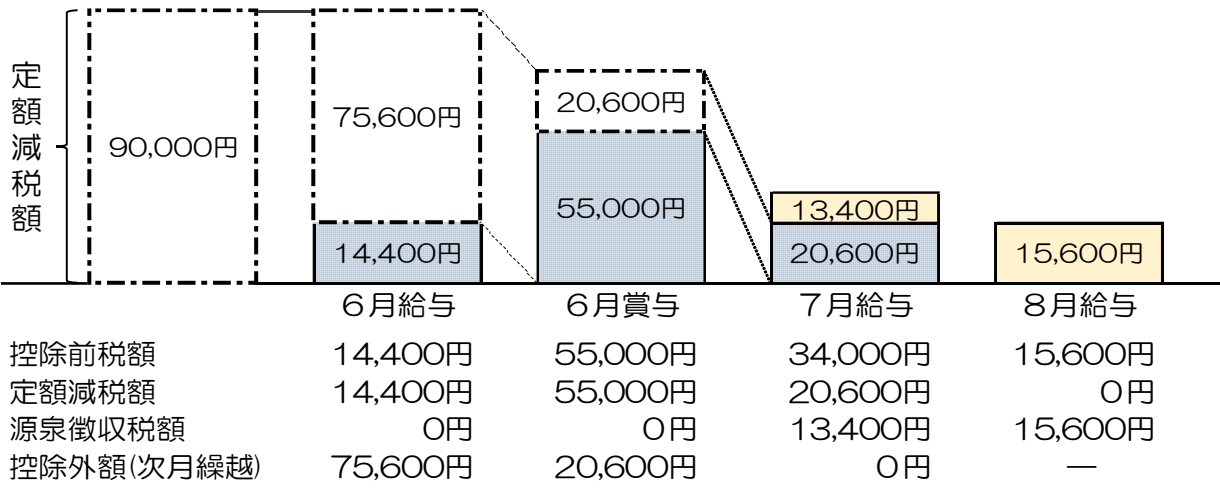
令和6年6月1日現在、事業者のもとで勤務している方のうち、その事業者に対して「扶養控除等申告書」を提出している（月々の給与の源泉徴収において「源泉徴収税額表」の「甲欄」が適用される）居住者の方々については、月々の給与に係る源泉徴収税額から定額減税額を控除することとされています。

給与所得者の定額減税イメージ（例）

【例】次の世帯構成の場合

区分	所得者本人	配偶者	子供1	子供2
判定等				
扶養控除申告書の記載	—	あり （源泉控除対象配偶者）	あり （特定扶養親族）	あり （年少扶養親族）
職業等	会社員	パート	大学生 （アルバイト）	中学生
収入金額	680万円	105万円	75万円	0円
合計所得金額	502万円	50万円	20万円	0円
定額減税の対象	○	×（※）	○	○
定額減税額	3万円	0円	3万円	3万円

※ 配偶者は、合計所得金額が48万円超のため、自身を所得者本人として定額減税を受ける。



定額減税に関する最新情報は、
「定額減税特設サイト」で確認！！
特設サイトはこちらから



経営の味付け、御社は語れますか

ある月刊誌の取材で著名な寿司職人と語る機会があった。客の舌を満足させる要素は数多くあるが、最も重視すべきは当然ながら素材と鮮度。これを引き立たせるようシャリやその他の工夫があるという内容だった。これは基本編。素材を見極める目利き力などは経験値であり説明できないというより、したくないようで、素材をさらに生かす味付けなどについても多くを語らない。つまり、応用編は自分で学べということだと解釈した。あまり過度な質問を繰り返すと機嫌を損ないそうだったので、ほどほどにした。

それでも「和食は素材を生かす料理なのに対し、中華は加熱と味付けが決め手の料理ですよ」と話す。そう言われれば、なるほどそうかなと思う。私の料理知識はこの程度でしかないと察知して、多くを語ってくれなかったのだろう。それでも「生食は日本の文化」というヒントはもらった。それを世界に広げたのは寿司であり、改めて文化の広がりや食を考えることも必要だ、などと感心した。もっとも誰もが感じていることで私が無知なだけなのかもしれない。

余談ながらシリコンバレーに1週間滞在したことがある。ここは全米でも寿司店が多い地域だそうで、毎日異なる企業を取材したのだが、会社は違えども担当者から夕食に誘われるのが決まって寿司。誘う相手が食べたいからだと忖度してお付き合いするが、連日の寿司攻勢で閉口した記憶がある。

別な機会だが、寿司に欠かせないガリを生産し全米に販売しているロサンゼルス郊外にある漬物店を取材したこともある。鼻にツーンとくる酢の香りは何とも言えず五官を刺激する楽しい取材だった。

どこにある会社の強みと誇り

食を企業に置き換えれば、扱う商品・製品・サービスは素材ということになるのだろうか。素材の良しあしが業績に反映するのは食と同じ。いい素材であっても、どれだけの付加価値をさらに付けられる

か、それを知ってもらえるか、どのように販売するのか、その手腕が経営者の腕の見せ所である。

企業取材でポイントに置くのは、その企業がどのような味付けをしているのかを知ること。和食のように素材そのものにこだわるのもあるだろうし、中華風に素材以外の味で勝負する形もあるはず。さらに踏み込んで言えば、会社風土や社員のモチベーションも味付けを決定させる要素になると考える。他とは違う味付けがあるのかなのか、まさに会社の強みを構成する要素がそこにあると思う。

特別にうま味はないが、空腹は満たせる程度の食では、いずれ飽きられる。消費者の味の好みは時代とともに変わるからだ。これでは仕事が細なことになりかねない。空腹の時代は終わり飽食から微細な好みの時代へと変化しているのは、すべての業種にいえることだろう。

だからこそ、誇るべき「わが社の味付け」が重要になると考える。それが隠し味であってもよい。一般的に言われる「秘伝のたれ」は誰でも簡単に作れる味が多い。言葉だけでなく顧客をうならせる味付けは何か。一考してみることをお勧めする。



【筆者紹介】
海部 隆太郎（かいべりゅうたろう）
法政大学卒。日本工業新聞社、IT企業を経てフリー。中小企業を中心に、企業が抱える幅広い課題の取材・講演・執筆活動を展開する。

国外転出時課税制度について

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

リサ 転勤により国外に転出したり、非居住者に贈与や相続があったりした場合において、一定の資産があると所得税が課税されると聞きましたが、どのような制度なのでしょう。

サキ先生 それは国外転出時課税制度というもので、平成27年度の税制改正で譲渡所得の特例として創設されました。この制度は2種類ありまして、1つは国外に転出する時に1億円以上の有価証券等、未決済信用取引等または未決済デリバティブ取引（以下「対象資産」）を所有等している場合に、一定の居住者に対して、国外転出の時に、対象資産の譲渡または決済があったものとみなして、その含み益に対して所得税が課税されます（「国外転出時課税」）。もう1つは、国外転出をしていなくても、対象資産を所有等している一定の居住者から、贈与、相続または遺贈により非居住者に対象資産が移転した場合にも、その時に対象資産を譲渡等したものとみなして、対象資産の含み益に対して所得税が課税されます（「国外転出（贈与・相続）時課税」）。

リサ 一定の居住者とはどのような者のですか？

サキ先生 国外転出時課税の場合は、国外転出をする日前10年以内において、国内に住所または居所を有していた期間の合計が5年を超えている者です。また、国外転出（贈与・相続）時課税の場合は、贈与の日（相続開始の日）前10年以内において、贈与者（被相続人）が国内に住所または居所を有していた期間の合計が5年を超えている者になります。

リサ 所得税の申告手続きはどのようにするのですか？

サキ先生 国外転出時課税の場合、国外転出の時までに、納税管理人の届出をした場合には、国外転出をした年分の確定申告期限までに、その年の各種所得に、この制度の適用による所得を含

めて確定申告および納税をすることになりますが、納税管理人の届出をしないで国外転出をする場合には、国外転出の時までに、その年の1月1日から国外転出の時までにける各種所得に、この制度の適用による所得を含めて準確定申告および納税をすることになります。

また、国外転出（贈与）時課税の場合は、贈与者が贈与の日の属する年分の確定申告期限までに、その年の各種所得に、この制度の適用による所得を含めて確定申告および納税をすることになり、国外転出（相続）時課税の場合は、相続人が相続開始があったことを知った日の翌日から4か月を経過した日の前日までに、その年の1月1日から死亡の日までに確定した被相続人の各種所得に、この制度の適用による所得を含めて準確定申告および納税をすることになります。

リサ 納税が困難な場合に何か手続きがあるのでしょうか。

サキ先生 国外転出時課税制度においては納税猶予の特例があります。納税管理人の届出や担保提供など一定の手続きを行った場合、納付することとなった所得税について、5年間納税を猶予することができ（延長の届出により最長10年間）、納税猶予期間の満了日の翌日以後4か月を経過する日が納期限になります。

【筆者紹介】

山宅 孝道（やまけ たかみち）

1965年生まれ。東京国税局管内の税務署において管理・徴収部門、法人課税部門、資産課税部門等の事務に従事し、武蔵府中税務署資産課税部門上席国税調査官を最後に平成25年7月退職。埼玉県さいたま市で税理士登録。近著『令和5年版税制改正経過一覧ハンドブック』（共著、大蔵財務協会）。



Z世代の価値観と若手採用で大切なこと

コロナ禍の終わりとともに企業の採用熱は急激に高まり、新卒・中途共に「売り手市場」が加速している。中小企業が若手採用を成功させるためには、採用対象である「今どきの若者」の価値観を知る必要があるので、「Z世代」と呼ばれる新卒および若手の仕事に対する価値観を紹介する。価値観の傾向を知った上でコミュニケーションを取ることが大切だ。

キャリア安全性の重視と早期のキャリア形成志向

終身雇用の崩壊後に育ったZ世代は、会社に依存する働き方はリスクがあると考えている。労働環境はホワイトだが成長できない企業を示す「ゆるブラック」という言葉が定着した通り、自己成長や市場価値の向上を強く意識している。早期にキャリア形成したいという思いが強く、同時に成長できない会社は早く見切って転職した方がよいと考える傾向にある。

若手・第二新卒の採用に取り組むうえではキャリアの安全性、つまり「この会社で働くことで成長できる」「スキルや市場価値が身に付く」などの成長可能性を明確に伝えることが大切だ。優秀層ほどキャリア形成に強い意欲を持っており、どのような成長が実現するか、どのようなキャリアを築けるのかを具体的を示すことが重要だ。

タイムパフォーマンスとワークライフバランス

Z世代の若者は早期にキャリア形成したいと考えている一方で、仕事中心の人生は過ごしたくないと考えている。物質的に充足した環境で育ったZ世代は、働き方改革の影響もあり、ワークライフバランスを大切にしたいと考えており、残業が多かったり、休日出勤を強いられたりする職場には強い抵抗感を示す。

Z世代の若者が好きな言葉に「タイパ（タイムパフォーマンス）」がある。投下する時間や労力に対

して効率よく成果を得たいという願望が反映されたもので、仕事に対する価値観に通じるものがある。Z世代は、無我夢中に泥臭く働いてトップを目指したいのではなく、効率よくスマートに働いてほどほどの結果を得たいと考える傾向がある。

現実を分かっていると思うかもしれないが、若手・第二新卒の採用を成功させ、定着・活躍させる上では、こうした価値観を踏まえて「ワークライフバランスを実現できる」「市場で評価されるキャリア、または職に困らない能力が身に付く」と示すことが必要だ。

ブラック企業への警戒心

最近は「ブラック企業」という言葉を耳にすることは減ったが、Z世代にはブラック企業を選んでしまうことへの恐怖心が根強くある。最近は、求人における「未経験者歓迎」「アットホームな職場」「頑張った分だけ成長できる」といった抽象的で聞こえの良い言葉は、ブラック企業が使う言葉として非常に警戒される。求人や会社説明会、面接では抽象的な言葉を安易に使うのではなく、実際の働き方や制度、事例をしっかりと伝えることがポイントになる。

見栄えが良い表面的な情報だけが発信されていることへの警戒心も強いので、X（旧ツイッター）などの無料かつ手軽に使えるSNSを活用して、社長や働く社員の顔が見える、手触り感のある情報発信をしていくことも、若手採用を成功させる上で効果的だ。

【筆者紹介】

古庄 拓（ふるしょう たく）

1983年生まれ。慶應義塾大学卒業後、株式会社ジェイックに入社。中小企業・ベンチャー企業を対象とした社員研修や採用支援の提案・企画、管理職養成プログラムの事業化、新卒メディアの立ち上げ等を経て、同社取締役。人材育成や採用支援の知識・ノウハウを発信している。

令和 6 年度 税法実務研修会 今後の開催予定表

日 程	テーマ
令和6年6月26日(水)	●法人の損金①(売上原価・役員給与等)
7月22日(月)	●法人の損金②(交際費・寄附金・海外渡航費等)
8月21日(水)	●法人の損金③(租税公課・保険料・損害賠償金等)
9月19日(木)	●法人の損金④(減価償却費・修繕費・特別償却費等)
10月21日(月)	●法人の損金⑤(繰延資産・引当金・租税公課等)
11月19日(火)	●法人税の税額計算・特別控除等
12月 ※日程は決まり次第ご案内いたします。	千代田都税事務所より研修実施
令和7年1月27日(月)	●実務上の誤りやすい事例① ※税務調査で指摘・否認される内容等を中心に説明いたします。
2月26日(水)	●実務上の誤りやすい事例② ※税務調査で指摘・否認される内容等を中心に説明いたします。

※●印の箇所は大蔵財務協会「図解法人税」を使用いたします。

※日程・テーマは変更が生じる場合がございます。

※上記研修会はいずれも、開催時刻は午後 2 時～ 4 時、会場は神田法人会 2 階セミナールームとなります。

詳細な日程や開催方法につきましては、開催 1 ヶ月前の広報誌に掲載いたしますのでお手元に届き次第ご確認ください。

編集後記

6月です。もう衣替えは、お済でしたでしょうか。学生だった頃は、制服が夏服になることが何故だか楽しみで、待ち遠しかった記憶があります。でも今は、夏でも長袖だったり冬でも半袖だったり、誰もが自由な装いで過ごしているので、衣替えという言葉を口にする機会がないような気がします。季節を感じる言葉なのに、残念ですね。

最近、楽しみができました。観劇です。先日観た舞台は「時(とき)」と「歳(とし)」は、お金で買うことのできない、かけがえのないもの。思い出が濃く色鮮やかになるのか、味気なくそのまま何も残らないのかは、自分の「時」の使い方次第。この日常は当たり前ではないのだから、時を大切に過ごしながらかを重ねていくことが大事。ということ語りかけてくる内容でした。

歩いていても走っていても、寝ていても起きていても、時は静かに刻まれていきます。巻き戻すことも早めることも

できない「時」とは、本当に大切にかけがえのないもの。絶対に無駄にしてはいけななもの。過ぎた時間を取り戻すことはできないのだから。

「同じことを繰り返せる毎日を過ごせることが、一番幸せで一番難しいこと。」幼いころ、祖母から聞いた言葉です。6月10日は時の記念日。今年の「時の記念日」は、同じことを繰り返せる「今」に「ありがとう」の思いを抱いて過ごしてみようかなと思います。

広報委員に仲間入りさせていただきました黒澤と申します。愛読していた「法人なかま」に携われることがとても嬉しく、いただいた「ご縁」に幸せを感じています。「法人なかま」を通して、皆様がより深く繋がるお手伝いができればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
広報委員 黒澤 京子



創業100年葬儀と供花で信頼と実績
<http://www.hakuzen.co.jp>

最近のお葬式事情・その不安や悩みを一挙解決

- ・家族だけで少人数で行いたい
- ・葬儀費用全体がいくら心配で、お金をかけたくない
- ・寺院との付き合いがない、または宗派がわからない、どうしたらいい？
- ・寺院(宗教者)に渡すお布施の金額は？
- ・火葬だけ行うことはできるのか？
- ・故人を自宅に戻すことができないが、どう対処してもらえるのか？
- ・病院で葬儀社を紹介されて検討している余裕がなかったが？
- ・故人の遺志を尊重し無宗教、散骨などを検討しているが？
- ・互助会の契約をもっているが解約はできるのか？
- ・区民葬でお願いできますか？区民葬とはどんな葬儀？

博善株式会社

東京都千代田区神田錦町1丁目13番地 宝栄錦町ビル1F

☎:03(5283)8700 FAX:03(5283)8701

ご相談・お見積り・式場資料・火葬場資料など無料にて承ります
生花・花環(慶弔とも)を全国即日配達できます



法人会からのご案内

企業・商品などのPRに活かしませんか？

会員企業の広告大募集



公益社団法人 神田法人会

お申し込み、お問い合わせにつきましては当会事務局
(☎3294-2531) 広報係までお願い致します。

広報誌に企業・商品等の広告を掲載！

広告掲載料	掲載ページ	1回の掲載料 (会員価格/未加入法人価格)	サイズ・色
	※裏表紙	110,000円(税込)/132,000円(税込)	A4サイズ・カラー
	裏表紙裏面	33,000円(税込)/44,000円(税込)	A5サイズ・カラー
	記事中	33,000円(税込)/44,000円(税込)	A5サイズ・カラー
		55,000円(税込)/66,000円(税込)	A4サイズ・カラー

- ・版下からご希望の場合は別途賜ります。
- ・年間契約の場合掲載料が1回分割引になります。但し表紙裏広告は対象外です。

御社のチラシを広報誌に同封し配布！

チラシ同封基本料金		会 員 価 格	未加入法人価格
	1回分	70,000円(税込)	90,000円(税込)
	3回分	189,000円(税込)	243,000円(税込)
	6回分	336,000円(税込)	432,000円(税込)
	12回分	504,000円(税込)	648,000円(税込)

- ・料金は、A4用紙1枚10g迄の印刷物を前提とした基本料金です。それ以外はお問い合わせ下さい。
- ・同封サービスは会員を対象に芝法人会、麻布法人会の会員企業にも配布することができます。各会料金体系等が異なりますのでご希望の際はお問い合わせください。

当会ホームページにバナーを掲載し御社をPR！

HP掲載料金	トップ頁と協賛企業一覧頁	13,200円(税込)
	協賛企業一覧ページのみ	6,600円(税込)

- ・バナー制作をご希望の場合は別途賜ります。
- ・バナー掲載は会員法人のみご利用できます。
- ・掲載期間は 1 月を起算として 1 年となります。

◎ 毎月発行・毎月会員企業へ送付。

※参考……この枠の広告料は1回 33,000円(税込)です。

KOSANは、お客様の計画的な納税の準備のお手伝いをします



納税専用定期積金

KOSAN

“そなえ”

定期積金の
店頭表示金利

+0.05%

上乗せ

ご利用
いただける方

法人・個人事業主

※当金庫に納税準備預金をお持ちの、法人・個人事業主の方
※本定期積金と同時に納税準備預金をご契約いただける方



利率

店頭表示金利+0.05%



お積立金額

10,000円以上（1,000円単位）



ご契約期間

6か月以上2年以内



お積立方法

同一のご名義の普通預金または当座預金より口座振替

本店
神保町支店
秋葉原支店
飯田橋支店
市ヶ谷支店

千代田区神田紺屋町 41
千代田区神田神保町 1-40
千代田区外神田 4-9-8
千代田区飯田橋 1-7-10
千代田区五番町 5

☎3254-3335
☎3293-4951
☎3253-6851
☎3264-4031
☎3234-3211

詳しくは、お近くの店舗までお気軽にお問合せ下さい。



未来へ、今日も明日も。

興産信用金庫

Ⓛ/C 「5-785」

法人なかま

六月号（第五八〇号通巻七九〇号）
令和六年六月一日発行（毎月一回一日発行）

定価一六五円（税込）

法人会

消費税期限内納付

推進運動

発行所 公益社団法人 神田法人会

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-13
TEL. 03-3294-2531 FAX. 03-3294-2500
<https://kanda-hojinkai.com/>

発行人 藤井隆太

編集人 田中良一